

特許活用と知財収入

おがさわら まつゆき

小笠原 松幸

NTT知的財産センタ

NTTは、標準化・特許プールや特許実施許諾を通じて、情報通信技術に関する研究開発成果の普及に努めています。そして、NTTが取得した研究開発成果に関する知的財産権を適正な対価で社外にも使用していただくことにより、知財収入を得ています。ここでは、特許活用における知財収入の側面を紹介します。

NTTにおける特許活用

NTTでは、NTTグループ各社の事業展開の自由度を確保するとともに、競争力のあるサービスを安全に提供していくため特許等の知的財産権の積極的な取得を行っています。そして、その権利の積極的な活用（特許活用）を行い、事業に直結する分野については、取得した特許を活用して事業展開の安定化や自由度の確保を図り、間接的に事業貢献する技術については、標準化活動や特許実施許諾などによるNTT技術の普及を行っています（図1）。このような技術の普及により、NTTネットワークと他通信事業者との相互接続が容易になり、事業に必要な機器・設備の調達コストが下がるなどの効果があります（図2）。さらに、標準化に伴う特許プールや特許実施許諾を通じて知財収入が得られます。

特許プールからの収入

特許プールからの収入は、安定した知財収入を得るための有効な手段となっています。NTTでは、市場のグローバル化や技術開発競争の激化に対応すべく、自社技術と他社技術を有効に複合化させて技術の普及を促進

したり、ビジネス展開を有利に進めるため、標準化団体（ITU-T, ISO/IEC, TTC, ARIB等）での標準化活動に積極的に取り組んでいます。これらの標準化活動の成果の一部であるMPEG-2 Visual（映像符号化）や、MPEG-4 Audio, G. 729（音声符号化）などの国際標準化技術については、多くの必須特許を一括してライセンスする

特許プールという仕組みを複数の必須特許保有者とともに形成し、それを利用して特許ライセンス料を徴収しながら、標準化すべきNTTの研究開発成果の普及促進に努めています。

この特許プールを通じた特許ライセンスでは、特許プールに支払われた特許ライセンス料が必須特許権利者間で分配されます。しかし、特許プール

事業に直結する分野

- ・NTTグループ各社の事業展開の自由度確保
- ・競争力のあるサービスの提供

間接的に事業に貢献する技術

- ・情報通信技術に関する研究開発成果の普及

図1 NTTが知的財産権を取得する目的

標準化・特許プール

- ・標準化団体：ITU-T, ISO/IEC, TTC, ARIB等
- ・特許プール：MPEG-2 Visual, MPEG-4 Audio, G. 729等

特許実施許諾（技術開示を含む）

- ・適正な対価で、いつでも開示

- ・NTTネットワークと他通信事業者との相互接続が容易
- ・調達機器・設備の市場拡大に伴う市場原理が働き、調達コストを下げる
- ・外部の製造メーカーと円滑な共同開発が実施できる

図2 NTTにおける特許活用

に入る特許ライセンス料は、標準化技術の普及に伴って増加し、数年間以上にわたって安定的に収入が得られるという特徴があります。またこのような特許プールでは、特許ライセンス交渉は特許プールの運営者が行います。

今後、新たな知財収入が見込まれる特許プールとして、第三代携帯電話の標準IMT-2000を対象としたものや、携帯端末向けにも適用可能な映像圧縮符号化の標準H.264を対象としたものなどへの加盟を検討しています。

一方、知財収入は得られませんが、特許の無償実施許諾を前提とした業界標準の動きに対応して、端末などの普及やそれによるネットワークの利用促進を目的として、Bluetooth（近距離の無線通信技術の標準化）、リパティアライアンス（ネットワーク上での個人認証技術の標準化）などに参加しています。

特許実施許諾による収入

取得した知的財産権については、特許プールを通じたライセンス以外にも、通常の特許実施許諾により、NTTの知的財産権を適正な対価で社外でも使用していただくことにより、知財収入を得ています。NTTは、情報通信技術に関する特許実施許諾により、研究開発成果の普及に努めています。世

の中へNTT技術を普及させることにより、次の3点が期待できます。

- ① NTTネットワークと他通信事業者との相互接続が容易になり、NTTの接続に対する負担が軽減する。
- ② NTT開発技術が広く利用されることにより、調達機器・設備の市場拡大に伴う市場原理が働き、調達コストを下げる効果やNTTシェア拡大の効果がある。
- ③ 技術の共通化により、外部の製造メーカーと円滑な共同開発が実施できる。

VAD（Vapor-phase Axial Deposition）法などの光ファイバ関連技術、ATM交換技術、多段量子型高精細度A/D・D/A変換技術（通称MASH）等がその例です。

特許実施許諾をはじめ、NTTの研究開発成果の技術開示にあたっては、NTT法第3条（責務）に定める普及責務に基づき、適正な対価を払っていただくことを前提として、基本的にはいつでも技術開示することとしており、NTTグループ会社とNTTグループ以外の会社等との公平性を確保しています。

NTTの技術開示

技術開示とは、NTTが保有する特許などの知的財産権、プログラム著作

権、技術情報・ノウハウを、他社が実施することへの許諾を意味します。技術開示の形態には、特許実施許諾以外に、ハード開示、ソフト開示、技術移転があります。

ハード開示は、試作メーカー等がNTTのノウハウ等の研究開発成果を利用したハードウェア製品を第三者に販売することを許諾する形態です。

ソフト開示は、NTTのソフトウェアの利用を他社に許諾する形態で、さらに他社が当該他社名でそのソフトウェアを商品として販売することを許諾する形態です。

技術移転は、NTTが研究開発成果として得た技術情報およびノウハウを文章・図面にしたものを他社に開示し、その技術情報およびノウハウを用いて製造・販売等の営業を行うことを許諾する形態です。

いずれの技術開示の形態でも、適正な対価を払っていただくことを前提として、基本的にはいつでも技術開示することとしています。

◆問い合わせ先

NTT知的財産センタ渉外担当

TEL 0422-59-7050

FAX 0422-59-5563

E-mail Ogasawara.matsuyuki@lab.ntt.co.jp